

# 電気自動車等の点検・整備業務に係る特別教育の追加ご案内

(一社)宮城県自動車整備振興会 教育技術課

労働安全衛生法第59条、同規則第36条の規定により標記作業に関わる業務には、特別教育が必要とされています。下記のとおり、当該業務の講習を実施いたします。

**実施項目** ◎対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車(内燃機関を有さないもの)等)  
(作業例:バッテリー、モーター、インバーター、配線、サービスプラグの着脱等)

※令和元年10月1日より前に、「低圧電気取扱い業務の特別教育」を受けたことがある者は、この講習を受ける必要はありません。

※講習修了者には、労働安全衛生法で定める「特別教育受講修了証」を交付致します。

- 1) 実施日 **令和4年6月29日(水) 9:30~16:30**  
受付 9:00~9:25 講習 9:30~16:30
- 2) 場 所 宮城県自動車整備会館 仙台市宮城野区扇町4丁目1-32
- 3) 対象者 自動車整備士(自動車タイヤ及び自動車車体を除く)資格を取得されている方
- 4) 定 員 **30名** (定員になり次第締切りとさせていただきます。)
- 5) 持参品 筆記用具、電卓(講習当日に忘れないように)  
受講料 **7,000円/1名**(資料、昼食代、消費税含む)  
写 真 **修了証用 上半身脱帽の写真(縦3cm×横2.5cm)を1枚**

下記受講申込書に必要事項をご記入し、FAXでお申し込み下さい。

**受付受理しましたら、受付番号を入れた申込書をご返信致します。**

**FAX ➡ 022-239-7525 (受付締切:21日)**

## 受講申込書(会員限定) 受付No.

認証番号	3-	FAX 番号	
事業場名		ご担当 者名	
受講者名(ふりがな)		生 年 月 日	
( )		年 月 日生	
現 住 所			
県			

※修了証を作成しますので間違いのないよう丁寧にご記入ください。